

## 産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2025年 6月25日

福岡県知事殿

提出者

住所 福岡県古賀市青柳3108番地3

氏名 株式会社西部技研  
代表取締役 隈 扶三郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 092-942-3511

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、2022年度の産業廃棄物  
処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	株式会社西部技研 本社・第一工場
事業場の所在地	福岡県古賀市青柳3108番地3
事業の種類	25 はん用機械器具製造業
産業廃棄物処理計画における 計画期間	2024年4月1日から2025年3月31日まで

## 産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	6035.0t	全処理委託量	1731.7t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への 処理委託量	1636.3t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	再生利用業者への 処理委託量	25.9t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への 処理委託量	t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t

## 電子情報処理組織の使用に関する事項

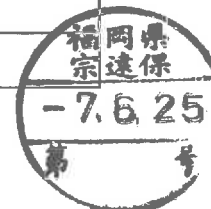
産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度	0t
	前年度	0t

(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)

導入済

※事務処理欄

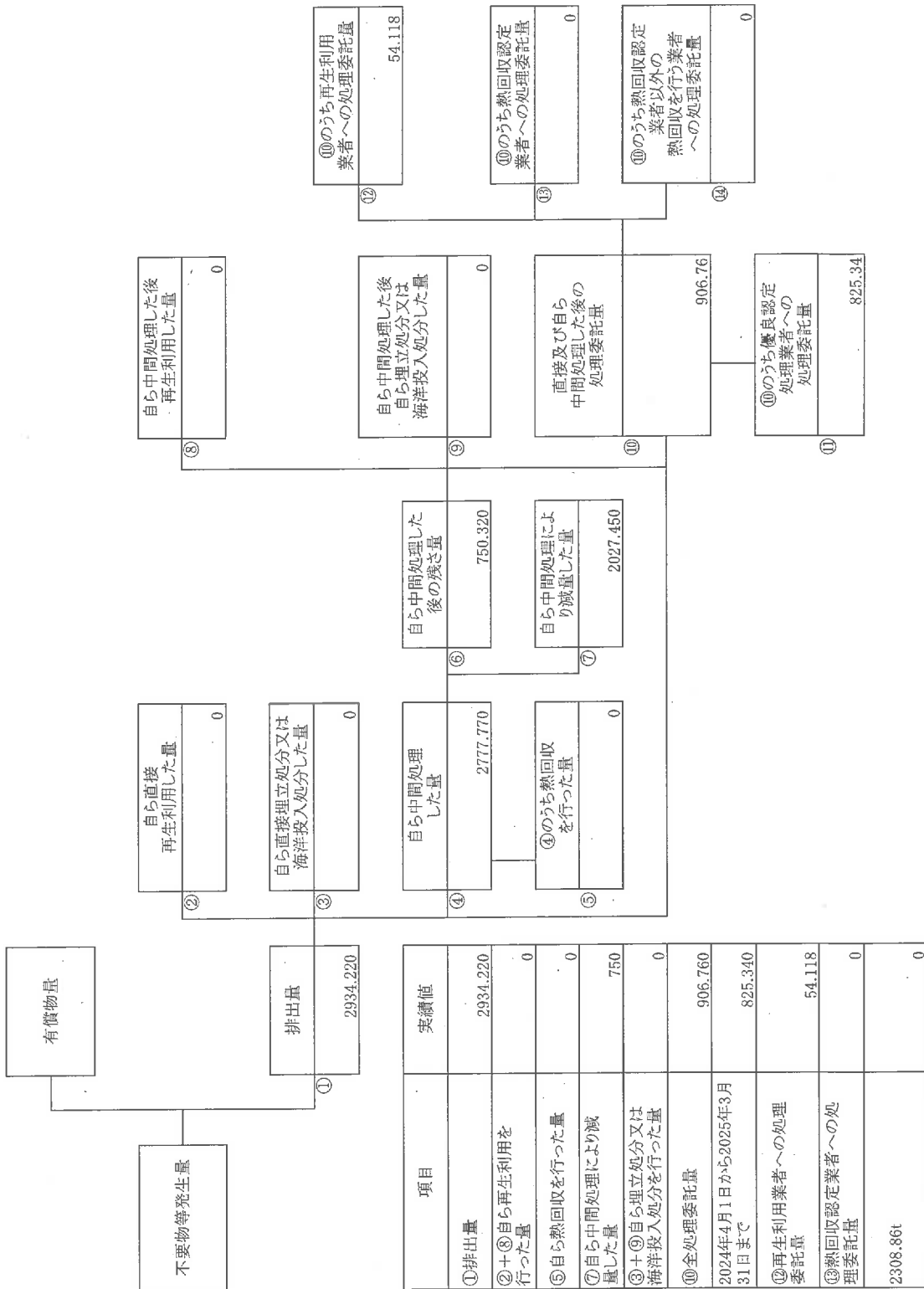
(日本工業規格 A列4番)



)

(産業廃棄物の種類： 汚泥 廃油 廃酸 廃プラスチック 木くず 非鉄金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 安定型混合廃棄物)

計画の実施状況



⑧ 自ら中間処理した後再生利用した量 0

⑫ ⑩のうち再生利用業者への処理委託量 54.118

⑨ 自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量 0

⑬ ⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量 0

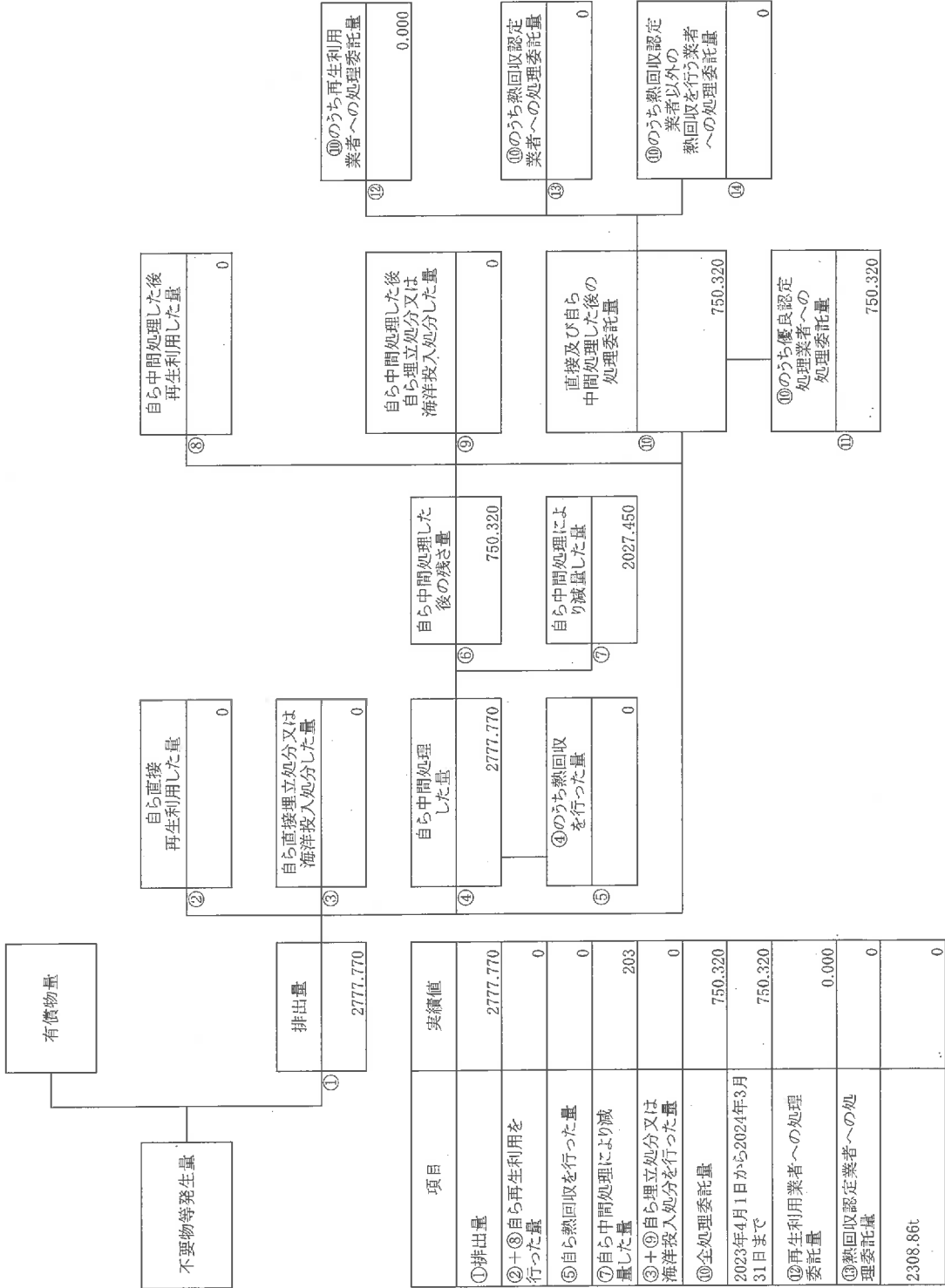
⑩ 直接及び自ら中間処理した後の処理委託量 906.76

⑪ ⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量 825.34

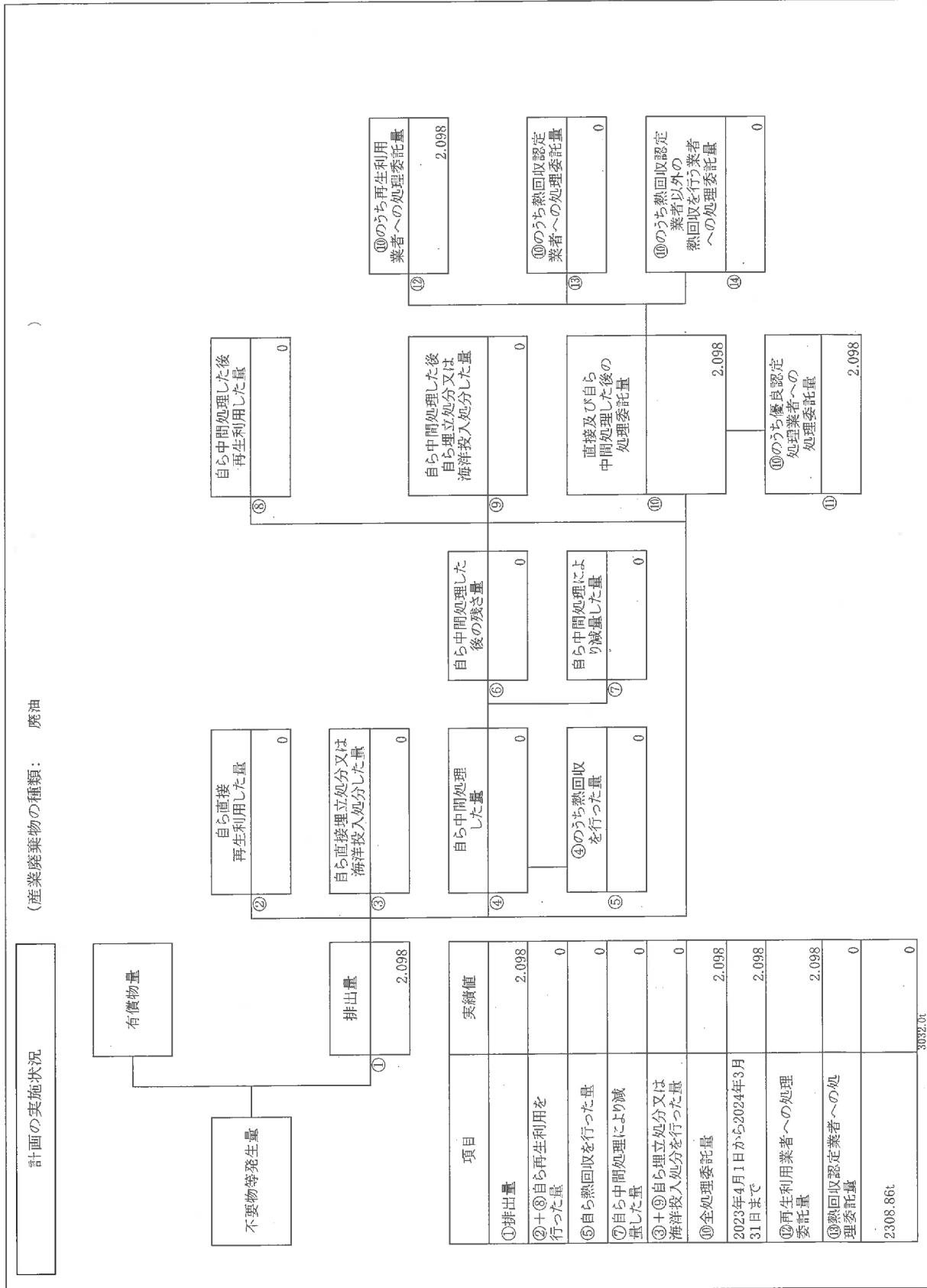
⑭ ⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 0

(産業廃棄物の種類： 汚泥 )

計画の実施状況

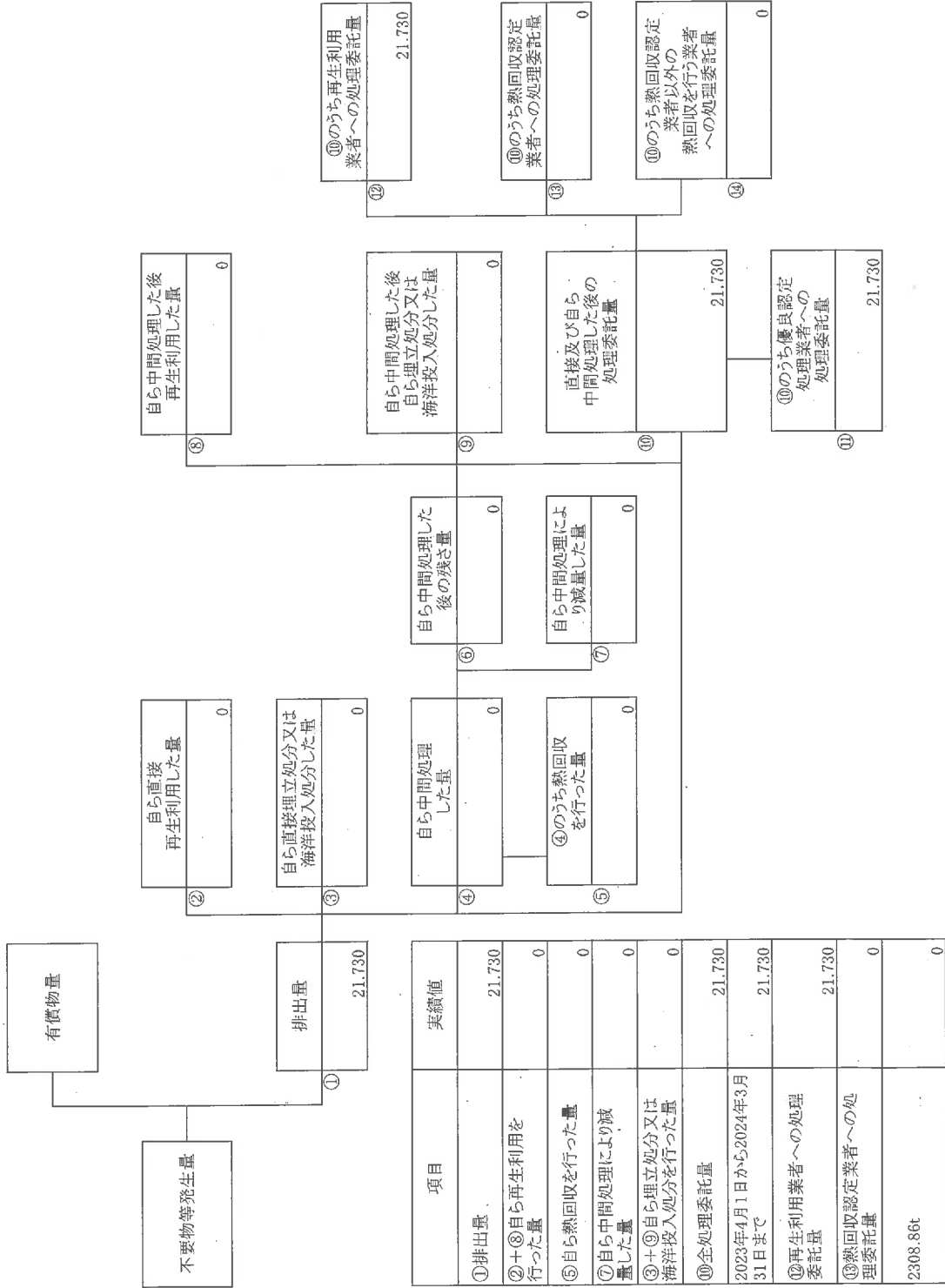


項目	実績値
①排出量	2777.770
②+⑥自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	203
③+④自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	750.320
2023年4月1日から2024年3月31日まで	750.320
⑫再生利用業者への処理委託量	0.000
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
2308.86t	0



(産業廃棄物の種類: 廃酸)

計画の実施状況

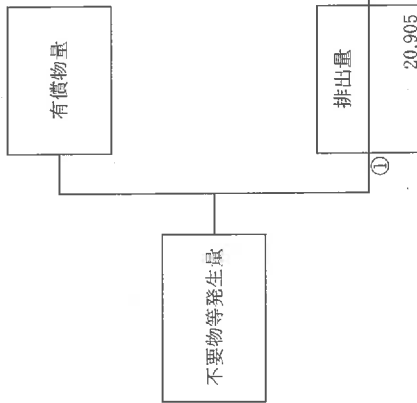


項目	実績値
①排出量	21.730
②+③自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+④自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	21.730
2023年4月1日から2024年3月31日まで	21.730
⑫再生利用業者への処理委託量	21.730
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
2308.86t	0

3032.0t  
3032.0t

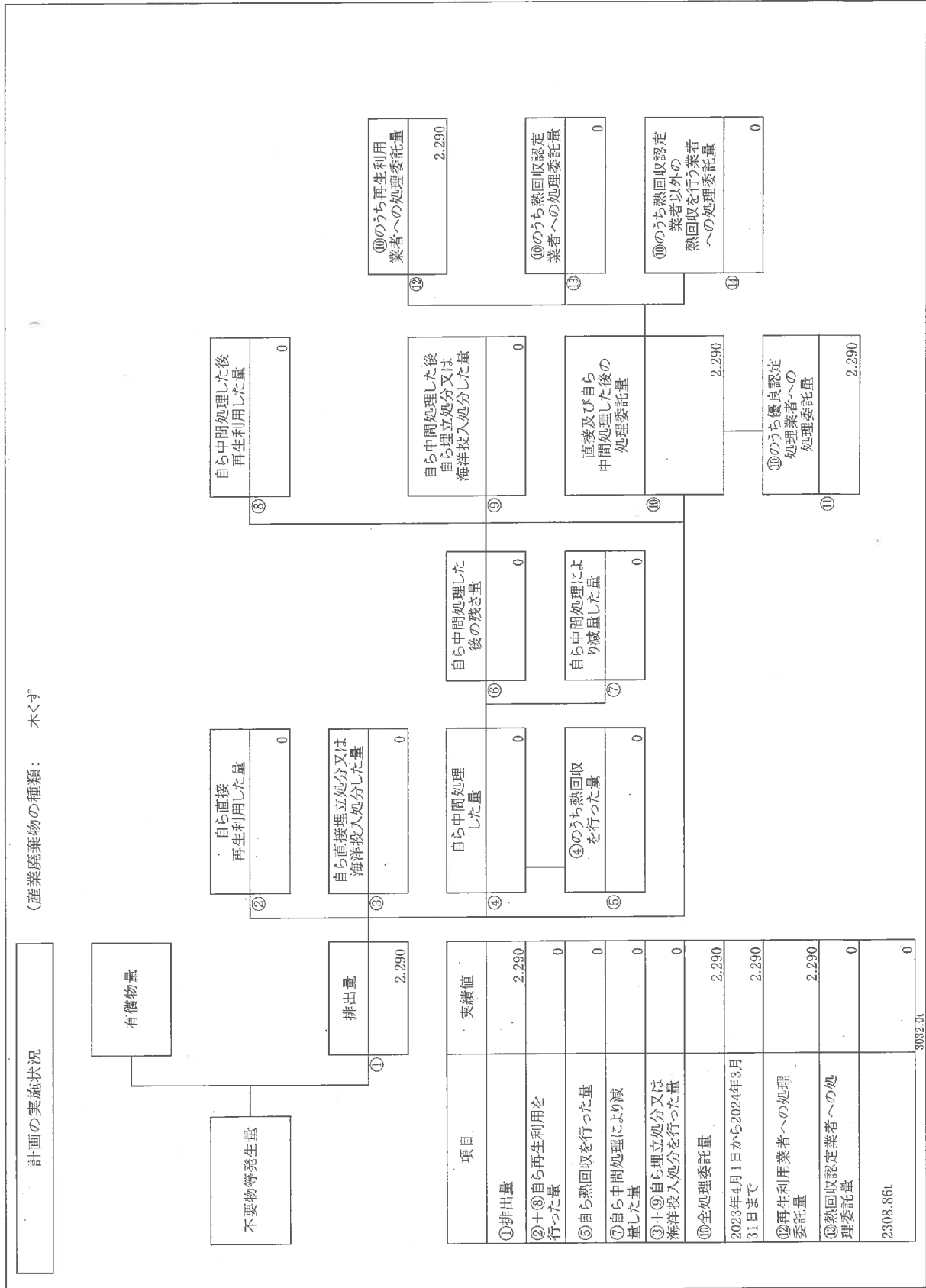
計画の実施状況

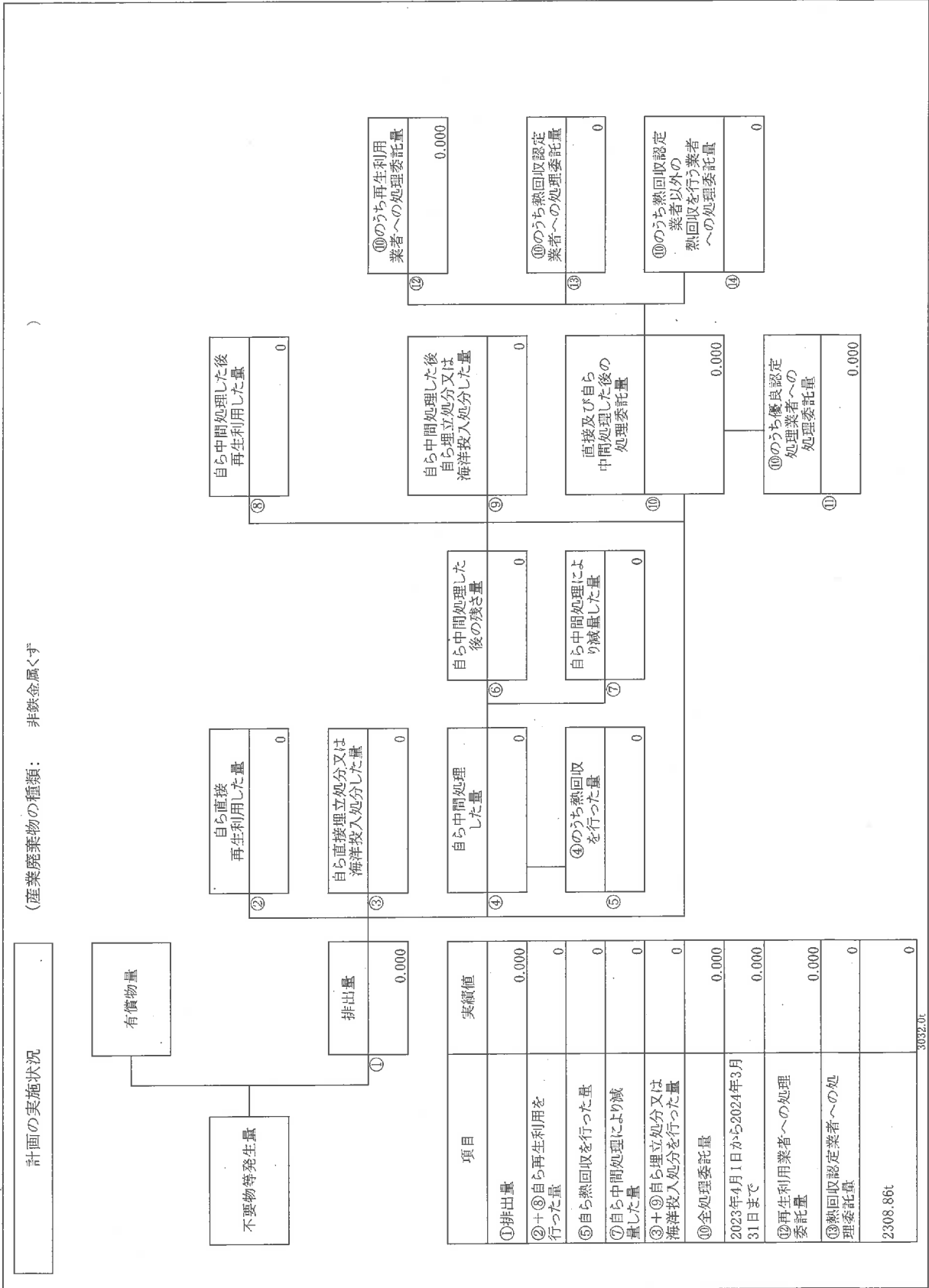
(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック)



項目	実績値
①排出量	20,905
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+④自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	20,905
2023年4月1日から2024年3月31日まで	20,905
⑫再生利用業者への処理委託量	20,905
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
2308.86t	0

3032.0t  
3032.0t

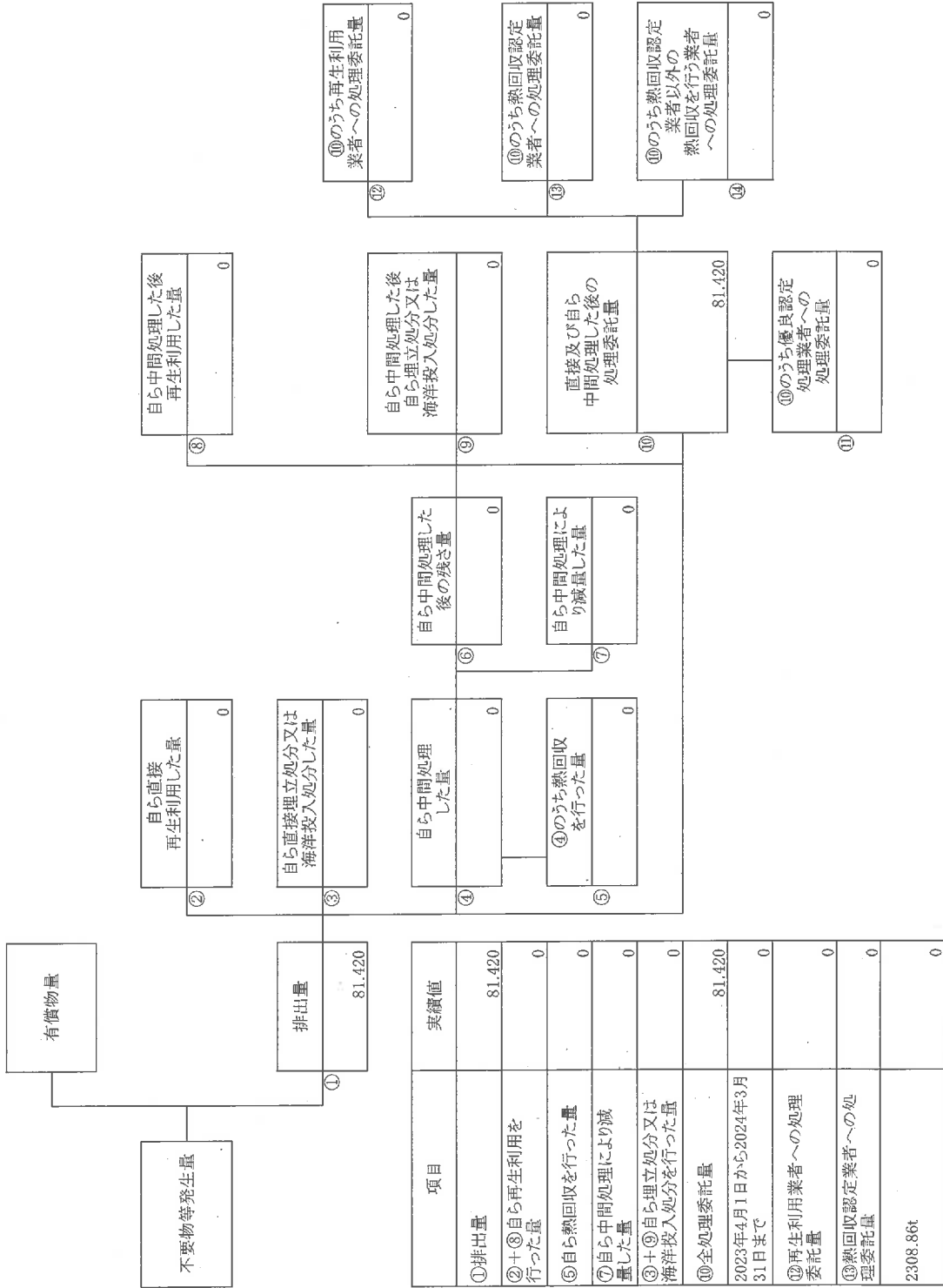






計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： 安定型混合廃棄物)



(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処<sup>8046.62</sup>
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした<sup>8046.62</sup> 8047
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋<sup>5738</sup>
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理<sup>27</sup>
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 ※欄には、何も記入しないこと。